

【財政健全化法の概要】

平成20年4月1日から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が一部施行され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率を算出し監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

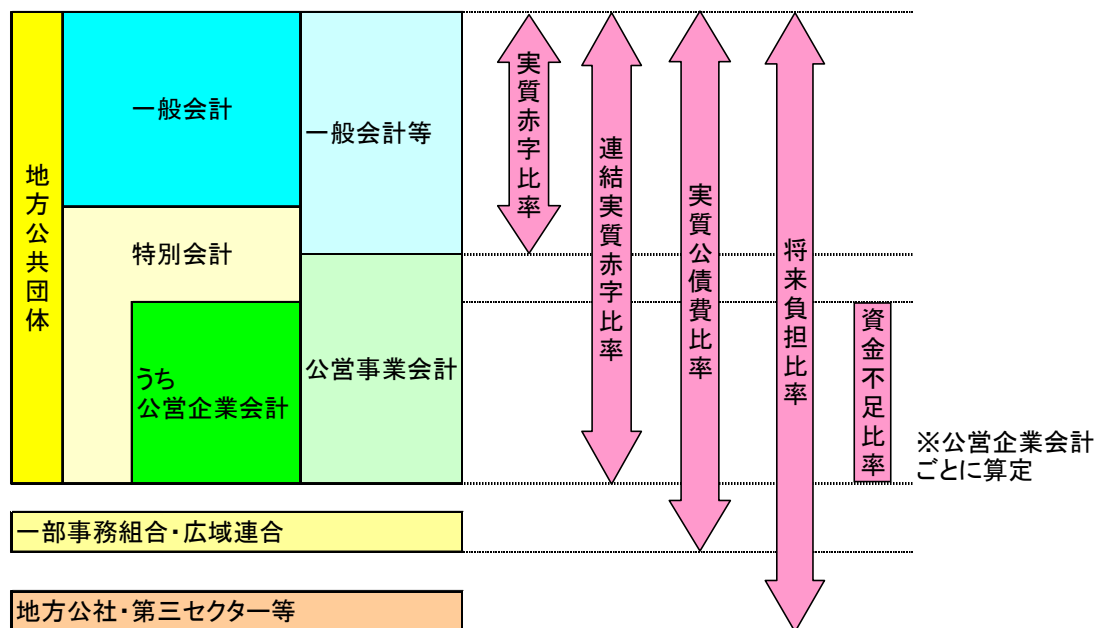
1. 健全化判断比率、資金不足比率とは

（1）健全化判断比率

- | | | |
|------------|---|---------------|
| ① 実質赤字比率 | 福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の実質的な赤字の程度を表す比率。 | } ⇒財政運営の深刻度 |
| ② 連結実質赤字比率 | すべての会計の赤字・黒字を合算し、市全体としての実質的な赤字の程度を表す比率。 | |
| ③ 実質公債費比率 | 借入金返済額やこれに準じる額の支出の大きさを表す比率。 | ⇒資金繰りの危険度 |
| ④ 将来負担比率 | 市の将来負担（借入金残高や今後支払う可能性のある負担額）の大きさを表す比率。 | ⇒将来財政を圧迫する可能性 |

（2）資金不足比率 公営企業の資金不足（実質的な赤字）の程度を表す比率。⇒経営状態の深刻度

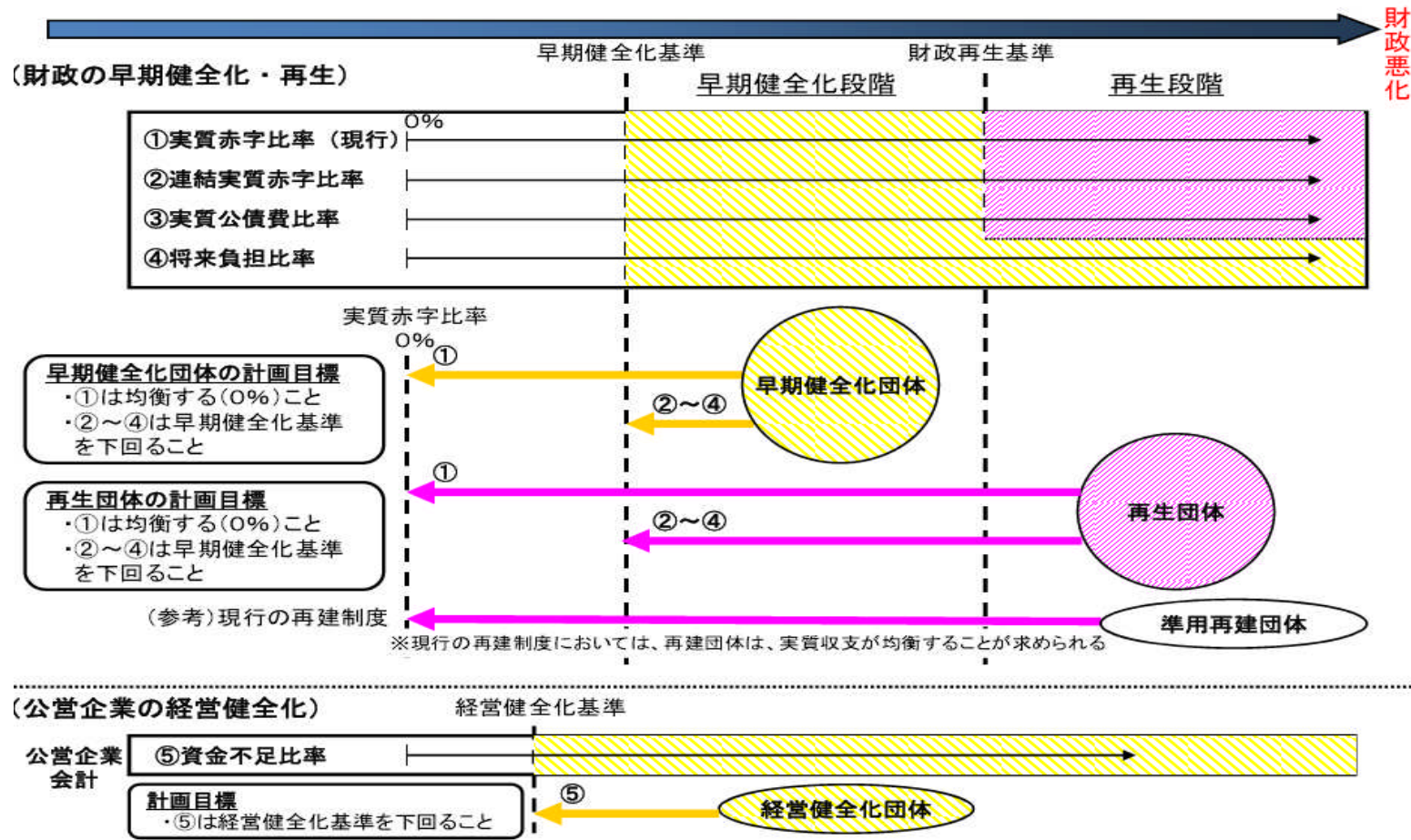
<健全化判断比率等の算出対象>



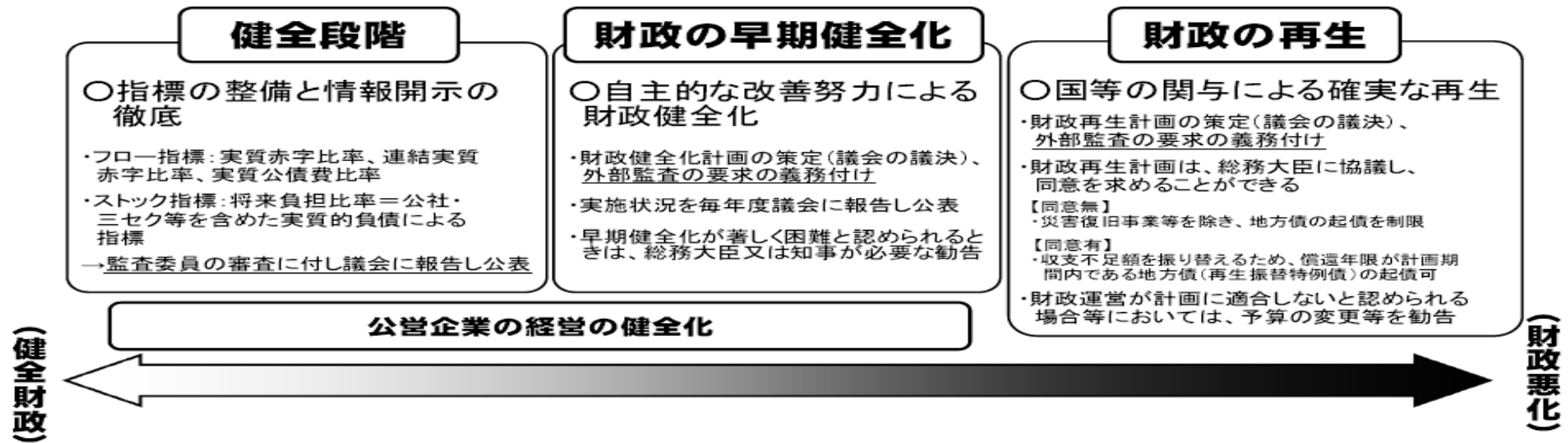
2. 財政の健全化計画等

各地方公共団体は、健全化判断比率等により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、平成20年度の決算数値から早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることとなります。また、各公営企業については、資金不足比率により、経営健全化段階になった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図ることとなります。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



3. 健全化判断比率等による財政状況の段階



- (1) 健全段階 健全化判断比率が早期健全化基準を下回っている段階です。
- (2) 早期健全化段階 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回った段階です。この段階になると、財政の早期健全化のため、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの比率は早期健全化基準未満にすることを目標にした「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て速やかに公表等を行うなどの取組が必要になります。
- (3) 財政再生段階 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のどれかが財政再生基準を上回った段階です。この段階になると、財政の再生のため、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの比率は早期健全化基準未満にすることを目標にした「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て速やかに公表等を行うなどの取組みが必要になります。
- (4) 公営企業の経営の健全化 資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合には、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て速やかに公表等を行うなどの取組みが必要になります。